

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月31日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	加 村 祐 志
同	齋 藤 智 彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島都市開発株式会社（出資団体）
- 2 対象期間等 平成28年4月1日から12月31日までに執行した当該出資に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 徳島駅前西地区市街地再開発事業の推進に協力し、かつ当該事業により建築される施設、建築物に関して合理的な管理・運営を行う。
 - (2) 設立年月日 昭和54年3月1日
 - (3) 資本金 1,210,000,000円（徳島市出資比率53.7%）
 - (4) 事務所 徳島市元町1丁目24番地
 - (5) 役員数 16人（常勤役員3人、社員11人、契約社員2人）
 - (6) 事業の内容
 - ア 不動産の取得・処分
 - イ 不動産の賃貸・仲介
 - ウ 不動産の維持管理
 - エ 駐車場の管理及び運営
 - オ 衣料品、その他日用雑貨品及び清涼飲料、その他飲食物、生鮮食料品、一般食料品並びに植木、園芸品、専売品の販売
 - カ 娯楽遊戯施設、催し場及び喫茶飲食店の経営
 - キ 宣伝広告及びその代理業
 - ク 金融の斡旋及び保証
 - ケ 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び受託業務
 - コ 商品販売促進のための調査・企画及び指導に関する業務
 - サ エレベーターの保守保全サービス
 - シ その他これらに付帯する事業

(7) 決算の状況 (第37期 平成27年2月1日から平成28年1月31日)

ア 事業収益	1,938,923 千円	(前期比	△ 15,535 千円	△ 0.8%)
イ 事業費用	1,397,990 千円	(前期比	△ 36,477 千円	△ 2.5%)
ウ 税引後純利益	349,344 千円	(前期比	27,057 千円	8.4%)
エ 利益剰余金当期末残高	2,676,977 千円	(前期比	349,344 千円	15.0%)

第2 監査の実施期間

平成29年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係社員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

徳島都市開発株式会社の出資に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、委託業務の契約書において、収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。

当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

[意見]

徳島都市開発株式会社は借入金等多額の債務を有しているが、当初の約定どおりの返済が困難であるため、条件変更を行い、長期返済計画に基づいた返済を行っている。今後もテナントの売上減や条件変更の可否による影響に資金繰りが大きく左右されるため、依然として不安定な状態にある。所管部においては、適正な債務返済が行われるよう、このような状態の解消に向け、なお一層指導監督に努められたい。